

令和8年度 坂城町保育利用負担額（保育料）

階層	階層区分	保育標準時間				保育短時間			
		基準額	第1子	第2子	第3子以降	基準額	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B2	町民税非課税の上記以外の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C2	所得割合算額48,600円未満の上記以外の世帯	16,500円	8,250円	0円	0円	15,300円	7,650円	0円	0円
D1	48,600円以上 57,700円未満の世帯	22,000円	11,000円	0円	0円	20,700円	10,350円	0円	0円
	57,700円以上 60,000円未満の世帯		22,000円	11,000円	0円		20,700円	10,350円	0円
D2	60,000円以上 76,000円未満の世帯	23,700円	23,700円	11,850円	0円	22,400円	22,400円	11,200円	0円
D3	76,000円以上 97,000円未満の世帯	25,500円	25,500円	12,750円	0円	24,200円	24,200円	12,100円	0円
D4	97,000円以上 123,000円未満の世帯	34,700円	34,700円	17,350円	0円	33,300円	33,300円	16,650円	0円
D5	123,000円以上 148,000円未満の世帯	36,200円	36,200円	18,100円	0円	34,800円	34,800円	17,400円	0円
D6	148,000円以上 169,000円未満の世帯	37,800円	37,800円	18,900円	0円	36,400円	36,400円	18,200円	0円
D7	169,000円以上 219,000円未満の世帯	49,200円	49,200円	24,600円	0円	47,700円	47,700円	23,850円	0円
D8	219,000円以上 265,000円未満の世帯	51,000円	51,000円	25,500円	0円	49,500円	49,500円	24,750円	0円
D9	265,000円以上 301,000円未満の世帯	51,800円	51,800円	25,900円	0円	50,300円	50,300円	25,150円	0円
D10	301,000円以上 397,000円未満の世帯	56,600円	56,600円	28,300円	0円	55,100円	55,100円	27,550円	0円
D11	397,000円以上の世帯	68,000円	68,000円	34,000円	0円	66,500円	66,500円	33,250円	0円

要保護世帯等（障がい・母子父子世帯等）（町民税所得割合算額77,101円未満の場合）

階層	階層区分	保育標準時間				保育短時間			
		基準額	第1子	第2子	第3子以降	基準額	第1子	第2子	第3子以降
B1	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	所得割合算額48,600円未満の世帯	3,850円	3,850円	0円	0円	3,550円	3,550円	0円	0円
D1	48,600円以上 60,000円未満の世帯	5,500円	5,500円	0円	0円	5,150円	5,150円	0円	0円
D2	60,000円以上 76,000円未満の世帯	5,900円	5,900円	0円	0円	5,600円	5,600円	0円	0円
D3	76,000円以上 77,101円未満の世帯	6,350円	6,350円	0円	0円	6,050円	6,050円	0円	0円

* 保育料徴収の金額は、月額料金の料金です。

令和8年度 時間外保育の時間及び保育料

(1) 保育標準時間認定1カ月間継続する者

夕	月～金	午後6時30分から 午後7時00分まで	1,200円	1,000円
		※ 午後6時30分から 午後7時30分まで	2,400円	2,000円
	土	午後6時30分から 午後7時00分まで	500円	400円

※ は、南条保育園のみで実施

(2) 保育短時間認定1カ月間継続する者

時間外保育の曜日、時間の区分			長時間保育料（月額）	
			3歳未満児	3歳児以上
朝	月～金	午前7時30分 から 午前8時30分まで	2,400円	2,000円
		午前8時00分 から 午前8時30分まで	1,200円	1,000円
	土	午前7時30分 から 午前8時30分まで	500円	400円
		午前8時00分 から 午前8時30分まで	300円	200円
夕	月～金	午後4時30分 から 午後5時00分まで	1,200円	1,000円
		午後4時30分 から 午後5時30分まで	2,400円	2,000円
		午後4時30分 から 午後6時00分まで	3,600円	3,000円
		午後4時30分 から 午後6時30分まで	4,800円	4,000円
		午後4時30分 から 午後7時00分まで	6,000円	5,000円
		※午後4時30分 から 午後7時30分まで	7,200円	6,000円
	土	午後4時30分 から 午後5時00分まで	1,000円	800円
		午後4時30分 から 午後6時00分まで	1,500円	1,200円
		午後4時30分 から 午後7時00分まで	1,700円	1,400円

※は、南条保育園のみで実施

1. A階層に属する世帯にあってはこの表の規定にかかわらず徴収することを要しないこととし、B階層に属する世帯については、半額に減じた額とする。
2. B階層に属する世帯
継続で長時間保育を申し込んでいる児童が複数いる場合、1人目は半額、2人目以降はそれぞれ4分の3軽減とする。（年齢の低い児童から1人目とする。）
3. C階層からD階層に属する世帯
継続で長時間保育を申し込んでいる児童が複数いる場合、1人目は基準額、2人目以降はそれぞれ5割軽減とする。（年齢の低い児童から1人目とする。）

(3) 継続しない者

1時間ごとに150円（未満児は200円）